

【高萩市就学援助制度】入学準備金の申請案内

高萩市就学援助制度は、お子さんが高萩市立小中学校に在籍し、経済的な理由によって義務教育を受けさせることが困難と認められた保護者に対して、学用品費・学校給食費等の学校にかかる費用の一部を援助する制度です。

平成29年度から、小中学校の入学前に、入学に必要な費用の一部を支給しています。

新小学1年生については、入学準備金を受給するために申請手続が必要となります。下記案内をご確認いただき、希望する場合にはお手続ください。

お子さんが新中学1年生で、入学準備金を希望する方のうち、令和6年2月1日現在で準要保護認定を受けている方については、申請の必要はありません。中学校の入学準備金を希望する方で、準要保護認定を受けていない場合は、学校を通して就学援助の申請を行ってください。準要保護の認定をされた方が、入学準備金の支給対象となります。

【就学援助の対象となる方及び申請に必要な書類】

高萩市に住所を有し、市内の小・中学校又は茨城県が設置する中学校に入学予定、又は在籍している児童・生徒の保護者で、次のいずれかの事由に該当する世帯が対象です。

申請書に該当する申請理由を証明する次のいずれかの必要書類を添えて提出してください。

(市外に居住し、市内の小・中学校へ区域外就学の許可が出ている場合も対象となります。)

前年度又は当該年度において以下のいずれかに該当する世帯

| 申 請 要 件 | 必 要 書 類 |
|---|--|
| (1) 市民税が非課税又は減免されている世帯 | <p>市民税が非課税の方…不要 ただし、令和5年1月2日以降に高萩市に転入された方は非課税証明書(※令和5年1月1日時点で住民登録のあった市町村で交付)</p> <p>市民税が減免されている方…減免通知書</p> |
| (2) 個人の事業税・固定資産税及び国民年金の掛金が減免されている世帯 (ただし、家屋新築による固定資産税等の減免は対象外) | 個人の事業税、固定資産税の減免通知書・国民年金申請免除承認通知書の写し |
| (3) 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている世帯 | 国民健康保険税の減免通知書の写し |
| (4) 児童扶養手当の支給を受けている世帯 <small>※「児童手当」ではありません。</small> | 高萩市から児童扶養手当の支給を受けている方…不要 高萩市以外から児童扶養手当の支給を受けている方…児童扶養手当証書の写し |
| (5) 生活福祉資金の貸付を受けている世帯 | 生活福祉資金の貸付決定通知書の写し |
| (6) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の世帯 | 福祉事務所で発行された証明書 |
| (7) (1)～(6)に該当しないが、特別な事情があり経済的に児童・生徒を就学させることが困難な世帯 | 令和5年1月1日時点で高萩市に住民登録のある方 不要 令和5年1月2日以降に高萩市に転入された方 課税(非課税)証明書 |

※書類はすべての最新のものを提出してください。

【支給額】

新小学1年生：54,060円 新中学1年生：63,000円

※「入学準備金兼入学年度用就学援助費申請書」に記入された振込先に振り込みます。時期は3月上旬～中旬頃を予定しています。

【申請方法】

1 小学校入学予定児童の保護者

「入学準備金兼入学年度用就学援助費申請書」・「確認同意書」に必要事項を記入、押印し、必要書類を添付して、教育総務課へ提出してください。

2 小中学校に在学している児童生徒の保護者

「就学援助費申請書」・「確認同意書」・「委任状」に必要事項を記入、押印し、必要書類を添付して、学校へ提出してください。

【申請期間】

令和6年1月4日（木）から1月31日（水）

※郵送可（31日必着）

※入学準備金の申請が間に合わなかった場合も、その後、就学援助の申請をしていただき、4月に準要保護の認定となった1年生につきましては、入学後に新入学児童生徒学用品費の支給をいたします。（入学準備金と同額）

【問合せ先】

ご不明な点は、教育委員会教育総務課（TEL 23-1131）までお問い合わせください。